特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
伊勢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
伊勢市長

公表日
令和6年2月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。 ①社会保険離脱や転出入、又は、出生死亡等様々な資格異動に伴う被保険者資格の取得喪失の認定 ②医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払い ③医療機関等からのレセプトにより高額療養費・療養費等支給 　※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 ④出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求 　※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 ⑤所得を元に軽減等の要件を適用した上での保険料計算及び賦課・徴収 ⑥「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ⑦＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ 　・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 　・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1．国民健康保険システム 2．収滞納管理システム 3．中間サーバー 4．団体内統合利用番号連携サーバー 5．宛名管理システム 6．次期国保総合システム及び国保情報集約システム 7．データ連携PC 8．医療保険者等向け中間サーバー

2．特定個人情報ファイル名
1．国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル 2．収納情報ファイル 3．滞納情報ファイル

3．個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第3条第1項から第3項まで ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項(利用範囲) 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 （1）情報照会の根拠 　　第42、43、44、45、121の項 （2）情報提供の根拠 　　第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 第20、25、25の2、26、59の4条 （2）情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601　三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課　電話：0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601　三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部医療保険課　電話：0596-21-5646

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月16日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．国民健康保険システム 2．中間サーバー 3．団体内統合利用番号連携サーバー 4．宛名管理システム	1．国民健康保険システム 2．収滞納管理システム 3．中間サーバー 4．団体内統合利用番号連携サーバー 5．宛名管理システム	事前	
平成27年6月16日	2．特定個人情報ファイル名	1．国民健康保険（賦課、資格、給付）情報ファイル	1．国民健康保険（賦課、資格、給付）情報ファイル 2．収納情報ファイル 3．滞納情報ファイル	事前	
平成29年10月3日	3．個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条	・番号法第9条第1項　別表第一　第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第3条第1項から第3項まで	事後	
平成29年10月3日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項　別表第二 第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、106項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、19、20、25、26、33、43、44、46、53条	番号法第19条第7項　別表第二 （1）情報照会の根拠 第27、42、43、44、45の項 （2）情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 第20、25、26条 （2）情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、55の3条	事後	
平成29年10月3日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療保険課長　中居　渉	医療保険課長　城　浩紀	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 収滞納管理システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合利用番号連携サーバー 5. 宛名管理システム	1. 国民健康保険システム 2. 収滞納管理システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合利用番号連携サーバー 5. 宛名管理システム 6. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 7. データ連携PC	事後	
令和1年6月18日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項　別表第二 （2）情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項	番号法第19条第7項　別表第二 （2）情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項	事後	
令和1年6月18日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療保険課長　城　浩紀	所属長名から所属長の役職名「医療保険課長」に	事後	
令和1年6月18日	Ⅰ関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	Ⅰ関連情報 8.特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ 請求先	三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策		追加	事後	
令和2年11月30日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加	オンライン資格確認等システム導入に伴う⑥⑦の追加	事前	
令和2年11月30日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	追加	8.医療保険者等向け中間サーバー	事前	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅰ関連情報 ３個人番号の利用 法令上の根拠	追加	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和2年11月30日	Ⅰ関連情報 ４情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	追加	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和2年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 １対象人数、2取扱者数の時点	平成26年11月30日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年8月31日	４.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第１９条第７項	番号法第１９条第８号	事前	
令和4年11月21日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加記載	※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。	事前	
令和4年11月21日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	追加記載	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事前	
令和5年12月4日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （2）情報提供の根拠	第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項	第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月4日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （1）情報照会の根拠	第20、25、26条	第20、25、25の2、26条	事後	
令和5年12月4日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （2）情報提供の根拠	第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、55の3条	第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条	事後	
令和6年2月28日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （1）情報照会の根拠	第27、42、43、44、45の項	第42、43、44、45、121の項	事後	
令和6年2月28日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （1）情報照会の根拠	第20、25、25の2、26条	第20、25、25の2、26、59の4条	事後	